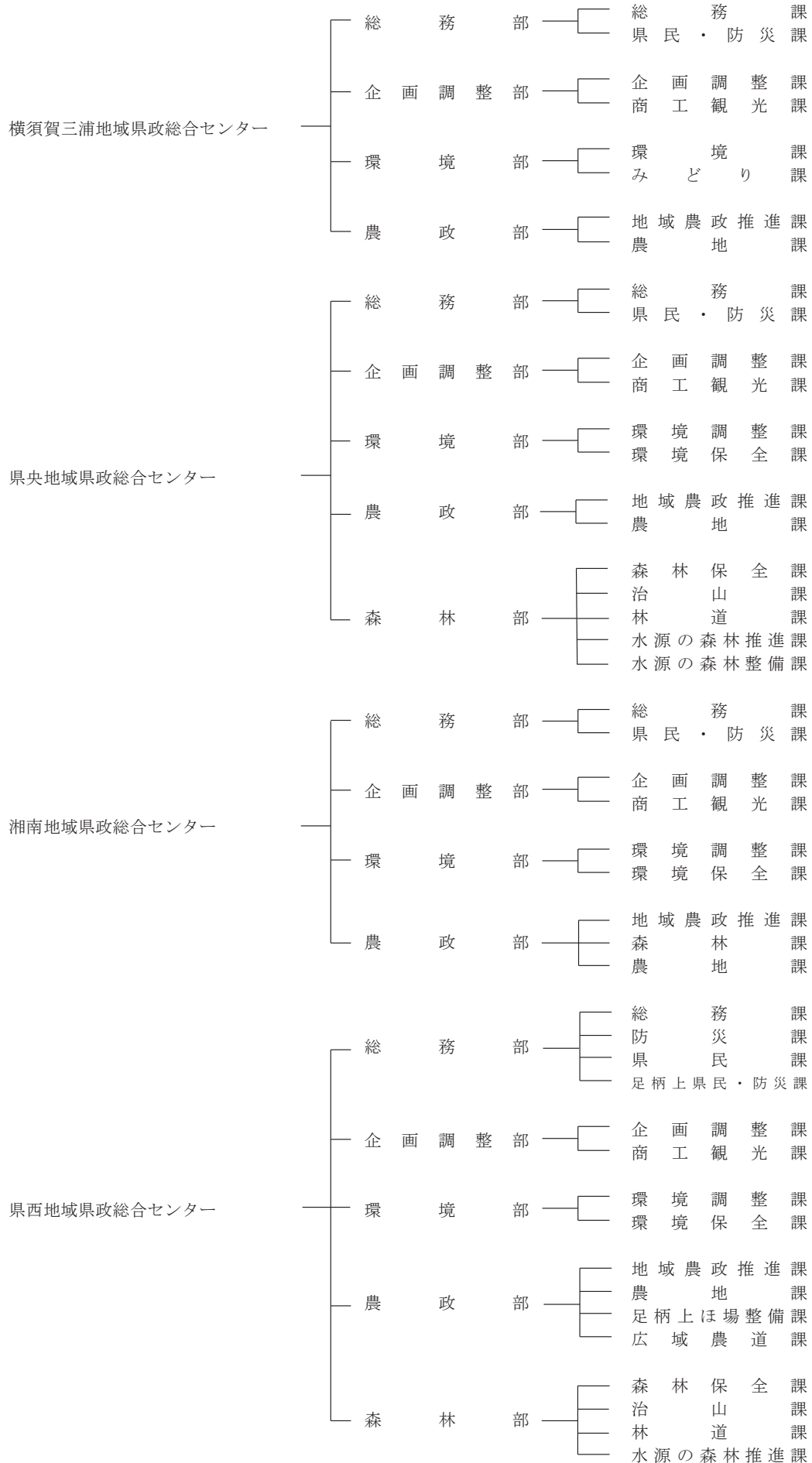


地域県政総合センター

地域県政総合センター行政機構図

(令和5年6月1日現在)



地域県政総合センター幹部職員一覧

令和5年6月1日現在

名 称	横須賀三浦地域 県政総合センター	県 央 地 域 県政総合センター	湘 南 地 域 県政総合センター	県 西 地 域 県政総合センター
所 在 地	〒238-0006 横須賀市 日の出町 2-9-19	〒243-0004 厚木市 水引 2-3-1	〒254-0073 平塚市 西八幡 1-3-1	〒250-0042 小田原市 荻窪 350-1
所 長	篠原 仙一	黒岩 信	篠田 寛	荒井 範郎
副 所 長	徳永 義宏	大塚 美保	加藤 康介	高木 英典 有泉 尚英
総務部長	(兼) 徳永 義宏	(兼) 大塚 美保	(兼) 加藤 康介	(兼) 高木 英典
企画調整 部 長	塚本 裕子 ＜地域広報官＞ ＜SDGs調整官＞	村岡 忠博 ＜地域広報官＞ ＜SDGs調整官＞	渋谷 佳代子 ＜地域広報官＞ ＜SDGs調整官＞	磯崎 孝喜 ＜地域広報官＞ ＜SDGs調整官＞
環境部長	加藤 陽一	内山 和子	矢板 千英子	西田 積
農政部長	中村 寛也	笠木 一行	平岡 稔幸	吉田 寿
森林部長	—	鈴木 宏一	—	鈴木 健一
担当部長	—	—	—	—

地域県政総合センター職員配置数

令和5年6月1日現在

名 称	職 員 数
横須賀三浦地域 県政総合センター	58(8)⑤
県 央 地 域 県政総合センター	121(5)⑪
湘 南 地 域 県政総合センター	90(7)⑤
県 西 地 域 県政総合センター	135(7)⑨
計	404(27)③〇

注1 一般職常勤職員（臨時的任用職員等を除く。）及び再任用職員について掲載。

2 ()内は、併任、兼任・兼務職員を外数で示す。

3 ○内は、再任用職員を内数で示す。

地域県政総合センター所管区域一覧

名 称	配 置 場 所	所 管 区 域
横須賀三浦地域 県政総合センター	横須賀合同庁舎	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、三浦郡
県 央 地 域 県政総合センター	厚木合同庁舎	相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛甲郡
湘 南 地 域 県政総合センター	平塚合同庁舎	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、高座郡、中郡
県 西 地 域 県政総合センター	小田原合同庁舎	小田原市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡

県 有 財 産 一 覧
(合同庁舎関係)

名 称	土地面積	建物延面積	摘 要
横須賀合同庁舎	m ² 3,996.68	m ² 6,472.40	鉄骨鉄筋コンクリート5階地下1階建 車庫棟2棟、防災資機材倉庫 1棟
厚木合同庁舎	8,466.51	7,563.13	(1号館) 鉄筋コンクリート5階地下1階建 (2号館) 鉄骨鉄筋コンクリート5階地下1階建 (4号館) 鉄骨1階 食堂棟、車庫棟1棟、外倉庫1棟、渡り廊下、防災資機材倉庫1棟
平塚合同庁舎	12,928.73	9,481.56	鉄筋コンクリート5階地下1階建 車庫棟5棟、単車置場1棟、別館1棟 水道局作業員詰所1棟、北館1棟 非常用発電機室1棟

(参考)

小田原合同庁舎 ※リース方式	13,242.63 (警察署用地 を含む)	18,145.50	鉄筋コンクリート(免震構造)6階建 地下駐車場棟1棟
-------------------	-----------------------------	-----------	-------------------------------

横須賀三浦地域県政総合センター

1 分掌事務

総務部

総務課

- (1) 公印に関する事。
- (2) 人事に関する事。
- (3) 文書の收受、発送、保存及び閲覧等に関する事。
- (4) 個人情報の開示、訂正、利用停止等に関する事。
- (5) 予算の経理に関する事。
- (6) 物品の調達及び処分に関する事。
- (7) 財産の管理に関する事。
- (8) 所内の取締りに関する事。
- (9) 特に命ぜられた事項に関する事。
- (10) その他他課の主管に属しない事。

県民・防災課

- (1) 情報提供及び個人情報の保護に関する事。
- (2) 県民相談に関する事。
- (3) 県民運動及び国際交流の推進に関する事。
- (4) 青少年関係施策の推進に関する事。
- (5) 危機管理の調整に関する事。
- (6) 災害対策の推進に関する事。

企画調整部

企画調整課

- (1) 県行政の企画及び総合的調整に関する事。
- (2) 土地利用の調整に関する事。
- (3) 地域づくりの推進（他課の主管に属するものを除く。）に関する事。
- (4) 市町事務の広域的処理についての助言に関する事。
- (5) 出先機関及び市町等との連絡調整に関する事。
- (6) 広報広聴活動に関する事。

商工観光課

- (1) 商工業振興施策に係る情報の提供に関する事。
- (2) 観光事業に関する事。

環 境 部

環 境 課

- (1) 地域環境政策の企画及び調整に関する事。
- (2) 大気汚染、水質汚濁等の公害の防止に関する事。
- (3) 公害の除去のための施設改善の促進に関する事。
- (4) 廃棄物に関する事。
- (5) 環境美化活動の推進に関する事。

みどり課

- (1) 自然環境の保全に関する事。
- (2) 緑化の推進に関する事。
- (3) 歴史的風土保存区域等の管理取締りに関する事。
- (4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する事。

農 政 部

地域農政推進課

- (1) 地域農政の企画及び調整に関する事。
- (2) 農業協同組合その他農林水産業に係る団体の指導監督に関する事。
- (3) 農産物、畜産物及び水産物の流通、価格安定等に関する事。
- (4) 肥料、飼料、農薬、農機具等に関する事。
- (5) 農用地の土壌の汚染防止に関する事。
- (6) 畜産環境対策に関する事。
- (7) 森林計画に関する事。
- (8) 保安林に関する事。
- (9) 治山に関する事。
- (10) 林道に関する事。
- (11) 民有林の造林奨励及び樹苗養成に関する事。
- (12) 林業経営指導及び林業技術普及に関する事。
- (13) 林産奨励に関する事。
- (14) 林業・木材産業構造改革事業に関する事。
- (15) 入会林野の整備に関する事。
- (16) 森林の病虫鳥獣害の防除及び森林災害の予防に関する事。
- (17) 水産資源の保護育成に関する事。
- (18) 民有林の林地開発の規制に関する事。
- (19) 遊漁船業者の登録及び指導監督に関する事。
- (20) 漁船の建造許可及び登録に関する事。
- (21) 前各号に掲げるもののほか、農林水産業に関する事。

農 地 課

- (1) 農業経営基盤強化促進事業に関する事。
- (2) 農業委員会に関する事。
- (3) 農地及び農業用施設の災害復旧等に関する事。
- (4) 農業構造改善事業等の指導及び助成に関する事。
- (5) 里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する事。
- (6) 農業振興地域の整備に関する法律の施行に関する事。
- (7) 農地法の施行に関する事。
- (8) 土地改良法の施行に関する事。
- (9) 県有土地改良財産に関する事。
- (10) 民事調停法による農事調停に関する事。

2 職員の配置状況

令和5年6月1日現在

部	課	職員数
総務部		21 ③
	総務課	15 ②
	県民・防災課	6 ①
企画調整部		10 (4)
	企画調整課	8 (4)
	商工観光課	2
環境部		14 (4)②
	環境課	8 (3)①
	みどり課	6 (1)①
農政部		13
	地域農政推進課	9
	農地課	4
計		58 (8)⑤

注1 一般職常勤職員（臨時的任用職員等を除く。）及び再任用職員について掲載。

2 ()内は、併任、兼任・兼務職員を外数で示す。

3 ○内は、再任用職員を内数で示す。

県央地域県政総合センター

1 分掌事務

総務部

総務課

- (1) 公印に関する事。
- (2) 人事に関する事。
- (3) 文書の收受、発送、保存及び閲覧等に関する事。
- (4) 個人情報の開示、訂正、利用停止等に関する事。
- (5) 予算の経理に関する事。
- (6) 物品の調達及び処分に関する事。
- (7) 財産の管理に関する事。
- (8) 所内の取締りに関する事。
- (9) 城山ダム及び宮ヶ瀬ダム水没関係者の生活相談に関する事。
- (10) 特に命ぜられた事項に関する事。
- (11) その他他課の主管に属しない事。

県民・防災課

- (1) 情報提供及び個人情報の保護に関する事。
- (2) 県民相談に関する事。
- (3) 県民運動及び国際交流の推進に関する事。
- (4) 青少年関係施策の推進に関する事。
- (5) 危機管理の調整に関する事。
- (6) 災害対策の推進に関する事。

企画調整部

企画調整課

- (1) 県行政の企画及び総合的調整に関する事。
- (2) 土地利用の調整に関する事。
- (3) 地域づくりの推進（他課の主管に属するものを除く。）に関する事。
- (4) 市町村事務の広域的処理についての助言に関する事。
- (5) 財産区に関する事。
- (6) 出先機関及び市町村等との連絡調整に関する事。
- (7) 広報広聴活動に関する事。

商工観光課

- (1) 商工業振興施策に係る情報の提供に関する事。
- (2) 観光事業に関する事。

環 境 部

環境調整課

- (1) 地域環境政策の企画及び調整に関する事。
- (2) 廃棄物に関する事。
- (3) 環境美化活動の推進に関する事。
- (4) 自然環境の保全に関する事。
- (5) 緑化の推進に関する事。
- (6) 特別緑地保全地区等の管理取締りに関する事。
- (7) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する事。

環境保全課

- (1) 大気汚染、水質汚濁等の公害の防止に関する事。
- (2) 公害の除去のための施設改善の促進に関する事。
- (3) 火薬類、高圧ガス及び電気用品の取締りに関する事。

農 政 部

地域農政推進課

- (1) 地域農政の企画及び調整に関する事。
- (2) 農業協同組合その他農業及び畜産業に係る団体の指導監督に関する事。
- (3) 農産物、畜産物及び水産物の流通、価格安定等に関する事。
- (4) 肥料、飼料、農薬、農機具等に関する事。
- (5) 農用地の土壌の汚染防止に関する事。
- (6) 畜産の生産振興及び家畜の改良に関する事。
- (7) 畜産環境対策に関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、農業、畜産業及び水産業に関する事。

農 地 課

- (1) 農業経営基盤強化促進事業に関する事。
- (2) 農業委員会に関する事。
- (3) 農地及び農業用施設の災害復旧等に関する事。
- (4) 農業構造改善事業等の指導及び助成に関する事。
- (5) 里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する事。
- (6) 農業振興地域の整備に関する法律の施行に関する事。
- (7) 農地法の施行に関する事。
- (8) 土地改良法の施行に関する事。
- (9) 県有土地改良財産に関する事。
- (10) 民事調停法による農事調停に関する事。

森林部

森林保全課

- (1) 森林計画に関する事。
- (2) 保安林の管理に関する事。
- (3) 民有林の造林奨励及び樹苗養成に関する事。
- (4) 林業経営指導及び林業技術普及に関する事。
- (5) 林産奨励に関する事。
- (6) 林業・木材産業構造改革事業に関する事。
- (7) 入会林野の整備に関する事。
- (8) 森林組合その他林業に係る団体の指導監督に関する事。
- (9) 森林の病虫鳥獣害の防除及び森林災害の予防に関する事。
- (10) 民有林の林地開発の規制に関する事。

治山課

- (1) 保安林の整備に関する事。
- (2) 治山に関する事。

林道課

- (1) 林道に関する事。

水源の森林推進課

- (1) 水源林確保及び協力協約推進事業の調整及び推進に関する事。

水源の森林整備課

- (1) 水源林整備事業の調整及び推進に関する事。

2 職員の配置状況

令和5年6月1日現在

部	課	職員数
総務部		27 ③
	総務課	20 ③
	県民・防災課	7
企画調整部		12 (2)
	企画調整課	10 (2)
	商工観光課	2
環境部		26 (3)②
	環境調整課	15 ②
	環境保全課	11 (3)
農政部		22 ⑤
	地域農政推進課	10 ②
	農地課	12 ③
森林部		34 ①
	森林保全課	8 ①
	治山課	6
	林道課	6
	水源の森林推進課	7
	水源の森林整備課	7
計		121 (5)⑪

注1 一般職常勤職員（臨時的任用職員等を除く。）及び再任用職員について掲載。

2 ()内は、併任、兼任・兼務職員を外数で示す。

3 ○内は、再任用職員を内数で示す。

湘南地域県政総合センター

1 分掌事務

総務部

総務課

- (1) 公印に関する事。
- (2) 人事に関する事。
- (3) 文書の収受、発送、保存及び閲覧等に関する事。
- (4) 個人情報の開示、訂正、利用停止等に関する事。
- (5) 予算の経理に関する事。
- (6) 物品の調達及び処分に関する事。
- (7) 財産の管理に関する事。
- (8) 所内の取締りに関する事。
- (9) 特に命ぜられた事項に関する事。
- (10) その他他課の主管に属しない事。

県民・防災課

- (1) 情報提供及び個人情報の保護に関する事。
- (2) 県民相談に関する事。
- (3) 県民運動及び国際交流の推進に関する事。
- (4) 青少年関係施策の推進に関する事。
- (5) 危機管理の調整に関する事。
- (6) 災害対策の推進に関する事。

企画調整部

企画調整課

- (1) 県行政の企画及び総合的調整に関する事。
- (2) 土地利用の調整に関する事。
- (3) 地域づくりの推進（他課の主管に属するものを除く。）に関する事。
- (4) 市町事務の広域的処理についての助言に関する事。
- (5) 財産区に関する事。
- (6) 出先機関及び市町等との連絡調整に関する事。
- (7) 広報広聴活動に関する事。

商工観光課

- (1) 商工業振興施策に係る情報の提供に関する事。
- (2) 観光事業に関する事。

環 境 部

環境調整課

- (1) 地域環境政策の企画及び調整に関すること。
- (2) 廃棄物に関すること。
- (3) 環境美化活動の推進に関すること。
- (4) 自然環境の保全に関すること。
- (5) 緑化の推進に関すること。
- (6) 特別緑地保全地区の管理取締りに関すること。
- (7) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関すること。

環境保全課

- (1) 大気汚染、水質汚濁等の公害の防止に関すること。
- (2) 公害の除去のための施設改善の促進に関すること。
- (3) 火薬類、高圧ガス及び電気用品の取締りに関すること。

農 政 部

地域農政推進課

- (1) 地域農政の企画及び調整に関すること。
- (2) 農業協同組合その他農業、畜産業及び水産業に係る団体の指導監督に関すること。
- (3) 農産物、畜産物及び水産物の流通、価格安定等に関すること。
- (4) 肥料、飼料、農薬、農機具等に関すること。
- (5) 農用地の土壌の汚染防止に関すること。
- (6) 畜産の生産振興及び家畜の改良に関すること。
- (7) 畜産環境対策に関すること。
- (8) 水産資源の保護育成に関すること。
- (9) 遊漁船業者の登録及び指導監督に関すること。
- (10) 漁船の建造許可及び登録に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、農業、畜産業及び水産業に関すること。

森 林 課

- (1) 森林計画に関すること。
- (2) 水源の森林づくり事業の調整及び推進に関すること。
- (3) 保安林に関すること。
- (4) 治山に関すること。
- (5) 林道に関すること。
- (6) 民有林の造林奨励及び樹苗養成に関すること。
- (7) 林業経営指導及び林業技術普及に関すること。

- (8) 林産奨励に関する事。
- (9) 林業・木材産業構造改革事業に関する事。
- (10) 入会林野の整備に関する事。
- (11) 森林組合その他林業に係る団体の指導監督に関する事。
- (12) 森林の病虫鳥獣害の防除及び森林災害の予防に関する事。
- (13) 民有林の林地開発の規制に関する事。

農 地 課

- (1) 農業経営基盤強化促進事業に関する事。
- (2) 農業委員会に関する事。
- (3) 農地及び農業用施設の災害復旧等に関する事。
- (4) 農業構造改善事業等の指導及び助成に関する事。
- (5) 里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する事。
- (6) 農業振興地域の整備に関する法律の施行に関する事。
- (7) 農地法の施行に関する事。
- (8) 土地改良法の施行に関する事。
- (9) 県有土地改良財産に関する事。
- (10) 民事調停法による農事調停に関する事。

2 職員の配置状況

令和5年6月1日現在

部	課	職員数
総務部		27 (1)③
	総務課	20 (1)①
	県民・防災課	7 ②
企画調整部		8 (3)
	企画調整課	7 (3)
	商工観光課	1
環境部		26 (3)①
	環境調整課	14 ①
	環境保全課	12 (3)
農政部		29 ①
	地域農政推進課	7 ①
	森林課	11
	農地課	11
計		90 (7)⑤

注1 一般職常勤職員（臨時的任用職員等を除く。）及び再任用職員について掲載。

2 ()内は、併任、兼任・兼務職員を外数で示す。

3 ○内は、再任用職員を内数で示す。

県西地域県政総合センター

1 分掌事務

総務部

総務課

- (1) 公印に関する事。
- (2) 人事に関する事。
- (3) 文書の収受、発送、保存及び閲覧等に関する事。
- (4) 個人情報の開示、訂正、利用停止等に関する事。
- (5) 予算の経理に関する事。
- (6) 物品の調達及び処分に関する事。
- (7) 財産の管理に関する事。
- (8) 所内の取締りに関する事。
- (9) 特に命ぜられた事項に関する事。
- (10) その他他課の主管に属しない事。

防災課

- (1) 小田原市及び足柄下郡の区域に係る次に掲げる事項に関する事。
 - ア 危機管理の調整に関する事。
 - イ 災害対策の推進に関する事。

県民課

- (1) 小田原市及び足柄下郡の区域に係る次に掲げる事項に関する事。
 - ア 情報提供及び個人情報の保護に関する事。
 - イ 県民相談に関する事。
- (2) 県民運動及び国際交流の推進に関する事。
- (3) 青少年関係施策の推進に関する事。

足柄上県民・防災課

- (1) 南足柄市及び足柄上郡の区域に係る次に掲げる事項に関する事。
 - ア 情報提供及び個人情報の保護に関する事。
 - イ 県民相談に関する事。
 - ウ 危機管理の調整に関する事。
 - エ 災害対策の推進に関する事。
- (2) 三保ダム水没関係者の生活相談に関する事。

企画調整部

企画調整課

- (1) 県行政の企画及び総合的調整に関すること。
- (2) 土地利用の調整に関すること。
- (3) 地域づくりの推進（他課の主管に属するものを除く。）に関する
こと。
- (4) 市町事務の広域処理についての助言に関すること。
- (5) 財産区に関すること。
- (6) 出先機関及び市町等との連絡調整に関すること。
- (7) 広報広聴活動に関すること。
- (8) 県西地域の活性化施策の推進に関すること。

商工観光課

- (1) 商工業振興施策に係る情報の提供に関すること。
- (2) 観光事業に関すること。

環 境 部

環境調整課

- (1) 地域環境政策の企画及び調整に関すること。
- (2) 廃棄物に関すること。
- (3) 環境美化活動の推進に関すること。
- (4) 自然環境の保全に関すること。
- (5) 緑化の推進に関すること。
- (6) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関すること。

環境保全課

- (1) 大気汚染、水質汚濁等の公害の防止に関すること。
- (2) 公害の除去のための施設改善の促進に関すること。
- (3) 火薬類、高圧ガス及び電気用品の取締りに関すること。

農 政 部

地域農政推進課

- (1) 地域農政の企画及び調整に関すること。
- (2) 農業協同組合その他農業、畜産業及び水産業に係る団体の指導監
督に関すること。
- (3) 農産物、畜産物及び水産物の流通、価格安定等に関すること。
- (4) 肥料、飼料、農薬、農機具等に関すること。
- (5) 農用地の土壌の汚染防止に関すること。

- (6) 畜産の生産振興及び家畜の改良に関すること。
- (7) 畜産環境対策に関すること。
- (8) 水産資源の保護育成に関すること。
- (9) 遊漁船業者の登録及び指導監督に関すること。
- (10) 漁船の建造許可及び登録に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、農業、畜産業及び水産業に関すること。

農 地 課

- (1) 農業経営基盤強化促進事業に関すること。
- (2) 農業委員会に関すること。
- (3) 農地及び農業用施設の災害復旧等に関すること。
- (4) 農業構造改善事業等の指導及び助成に関すること。
- (5) 里地里山の保全、再生及び活用の促進に関すること。
- (6) 農業振興地域の整備に関する法律の施行に関すること。
- (7) 農地法の施行に関すること。
- (8) 土地改良法の施行（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (9) 県有土地改良財産に関すること。
- (10) 民事調停法による農事調停に関すること。

足柄上ほ場整備課

- (1) 土地改良法に基づくほ場整備事業に関すること。

広域農道課

- (1) 広域農道整備事業の施行に関すること。

森 林 部

森林保全課

- (1) 森林計画に関すること。
- (2) 保安林の管理に関すること。
- (3) 民有林の造林奨励及び樹苗養成に関すること。
- (4) 林業経営指導及び林業技術普及に関すること。
- (5) 林産奨励に関すること。
- (6) 林業・木材産業構造改革事業に関すること。
- (7) 入会林野の整備に関すること。
- (8) 森林組合その他林業に係る団体の指導監督に関すること。
- (9) 森林の病虫鳥獣害の防除及び森林災害の予防に関すること。
- (10) 民有林の林地開発の規制に関すること。

治 山 課

- (1) 保安林の整備に関する事。
- (2) 治山に関する事。

林 道 課

- (1) 林道に関する事。

水源の森林推進課

- (1) 水源の森林づくり事業の調整及び推進に関する事。

2 職員の配置状況

令和5年6月1日現在

部	課	職員数
総務部		34 (2)④
	総務課	20 (2)③
	防災課	5
	県民課	6 ①
	足柄上県民・防災課	3
企画調整部		16 (2)
	企画調整課	11 (2)
	商工観光課	5
環境部		16 (3)②
	環境調整課	9 ①
	環境保全課	7 (3)①
農政部		33 ②
	地域農政推進課	7
	農地課	11 ①
	足柄上ほ場整備課	4
	広域農道課	11 ①
森林部		36 ①
	森林保全課	10
	治山課	9
	林道課	7
	水源の森林推進課	10 ①
計		135 (7)⑨

注1 一般職常勤職員（臨時的任用職員等を除く。）及び再任用職員について掲載。

2 ()内は、併任、兼任・兼務職員を外数で示す。

3 ○内は、再任用職員を内数で示す。